明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○電子記録債権法第五十一条第一項の規定に基づき電子債権記録業を営む者を指定した件（内閣府・法務一）　一
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁七六）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委三一）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同三二）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同三三）　二
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件（法務三五二）　二
○日本国に帰化を許可する件（同三五三）　二
○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の名称の変更の件（厚生労働二七五）　三
○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録の件（同二七六）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一〇二四～一〇二六）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一〇二七～一〇三三）　四
○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（同一〇三四）　五
○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録をした件（経済産業一六三）　五
○砂防法第二条の土地を指定及び解除する件（国土交通七四二、七四三）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同七四四）　六
○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（同七四五、七四六）　八
○水先人に免許を与えた件（同七四七）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一二五～一二九）　九
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関を登録した件（中部地方整備局一〇七）　一〇
○道路に関する件（四国地方整備局七一）　一〇
○道路に関する件（九州地方整備局八四）　一〇

〔人事異動〕

内閣　内閣府　法務省　財務省　最高裁判所　一〇

〔皇室事項〕　二

〔官庁報告〕

官庁事項　三

土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告（法務省）　四

法務　四

公証人任免（法務省）　五

〔資料〕

閣議決定等事項　五

〔公告〕

諸事項　六

官庁

司法書士懲戒処分、証票無効、国営土地改良事業の工事完了、建設業の許可の取消処分、所在不明の建設業者関係　六

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　九

会社その他

会社関係　一〇

告示

○内閣府・法務省告示第一号

電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条第一項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで電子債権記録業を営む者を指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年七月八日

内閣総理大臣　菅　直人
法務大臣　千葉　景子

一　商号　ＳＭＢＣ電子債権記録株式会社
二　本店の所在地　東京都港区三田三丁目五番二十七号

○金融庁告示第七十六号

アールジーエー・リインシュアランス・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年七月八日

金融庁長官　三國谷勝範

日本における代表者の氏名及び住所　アラン・オブライアント　東京都港区南麻布四丁目十番二号

○政治資金適正化委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十二年七月八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
三六九七	二二、六、一八	多田　昌弘
三六九八	二二、六、一八	久保田直樹
三六九九	二二、六、一八	小泉　尚志
三七〇〇	二二、六、一八	小菅　貴子
三七〇一	二二、六、一八	植松　浩司
三七〇二	二二、六、一八	植松　香一
三七〇三	二二、六、一八	梅木　茂
三七〇四	二二、六、一八	羽根田邦子